

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>（占用料の徴収方法）</p> <p>第4条 占用料は、占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に係る分を、<u>占有の期間の開始の前に納入通知書により徴収するものとする。ただし、次の各号に掲げる占用料は、当該各号に定める時期に徴収するものとする。</u></p> <p>— <u>占有の期間が翌年度以降にわたる場合における翌年度以降の期間に係る各年度分の占用料 毎年度4月30日まで</u></p> <p>— <u>現に占有を継続するもので期間を更新する場合における期間更新以降の期間に係る占用料（前号に掲げるものを除く。）</u> <u>占有の更新期間の開始の日から1月以内</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第4条 占用料は、<u>占有の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に係る分を、<u>占有開始（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により行った許可又は電線共同溝整備法第21条の規定により成立した協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始する日）の前に納入通知書により徴収するものとする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたり、かつ、区長が当該占用料の額を各年度ごとに分割して納入することを認めた場合及び現に占有を継続するもので占有の期間を更新する場合においては、翌年度以降及び当該更新以降の占用料は、毎年度当該年度分を5月31日まで又は期間更新の日から1月以内に徴収するものとする。</u></u></p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

2・3 [略]
別表

占 用 物 件		単 位	占 用 料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	〔略〕	6,750円
	第2種電柱		10,300円
	第3種電柱		〔略〕
	第1種電話柱	〔略〕	4,480円
	第2種電話柱		7,240円
	第3種電話柱		9,980円
	その他の柱類	〔略〕	600円
	共架電線その他上空に設ける線類		60円
	地下に設ける電線その他の線類		36円
	路上に設ける変圧器	〔略〕	5,900円
	地下に設ける変圧器	〔略〕	3,610円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	〔略〕	12,000円
	広告塔	〔略〕	18,000円
	その他のもの	〔略〕	11,300円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	〔略〕	140円
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		250円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		360円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		540円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		720円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		1,080円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		1,440円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		2,530円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		3,610円
	外径が1メートル以上のもの		7,230円

2・3 [略]
別表

占 用 物 件		単 位	占 用 料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	〔略〕	6,570円
	第2種電柱		10,200円
	第3種電柱		〔略〕
	第1種電話柱	〔略〕	3,740円
	第2種電話柱		6,040円
	第3種電話柱		8,320円
	その他の柱類	〔略〕	510円
	共架電線その他上空に設ける線類		68円
	地下に設ける電線その他の線類		33円
	路上に設ける変圧器	〔略〕	5,180円
	地下に設ける変圧器	〔略〕	3,450円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	〔略〕	10,700円
	広告塔	〔略〕	20,400円
	その他のもの	〔略〕	9,440円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	〔略〕	130円
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		220円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		330円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		510円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		680円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		1,040円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		1,400円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		2,410円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		3,450円
	外径が1メートル以上のもの		6,910円

法第32条第1項第3号に掲げる施設		〔略〕	8,680円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設		〔略〕	11,300円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	〔略〕	
		階数が2のもの	〔略〕	
		階数が3以上のもの	〔略〕	
	上空に設ける通路		〔略〕	9,020円
	地下に設ける通路		〔略〕	5,410円
	その他のもの		〔略〕	8,040円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		〔略〕	
	商品置場その他これに類するもの		〔略〕	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）		〔略〕	
	標識		〔略〕	
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	〔略〕	
		その他のもの	〔略〕	
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	〔略〕	
		その他のもの	〔略〕	
令第7条第2号に掲げる工作物		〔略〕	12,000円	
令第7条第3号に掲げる施設		〔略〕	Aに0.024を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場		〔略〕	
	危険防止施設		〔略〕	
	詰所		〔略〕	

法第32条第1項第3号に掲げる施設		〔略〕	7,240円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設		〔略〕	9,440円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	〔略〕	
		階数が2のもの	〔略〕	
		階数が3以上のもの	〔略〕	
	上空に設ける通路		〔略〕	10,400円
	地下に設ける通路		〔略〕	6,250円
	その他のもの		〔略〕	8,220円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		〔略〕	
	商品置場その他これに類するもの		〔略〕	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）		〔略〕	
	標識		〔略〕	
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	〔略〕	
		その他のもの	〔略〕	
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	〔略〕	
		その他のもの	〔略〕	
〔新設〕		〔略〕	20,400円	
〔新設〕		〔略〕	8,640円	
〔新設〕		〔略〕	200円	
〔新設〕		〔略〕	20,400円	
〔新設〕		〔略〕	204,000円	
〔新設〕		〔略〕	102,000円	
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料置場		〔略〕	12,900円	
危険防止施設		〔略〕	4,170円	
詰所		〔略〕	20,400円	

令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設			〔略〕	11,300円
令第7条第8号に掲げる施設(高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に係るものを除く。)	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場(同号口に掲げる道路に係るものを除く。)			〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕		
	〔略〕	〔略〕		
	〔略〕	〔略〕		
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物			〔略〕	〔略〕
〔略〕				〔略〕
令第7条第12号に掲げる器具			〔略〕	〔略〕
令第7条第13号に掲げる施設	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
	〔略〕			〔略〕
備考 〔略〕				
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる仮設収容施設			〔略〕	9,440円
令第7条第6号に掲げる施設(高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に係るものを除く。)	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
令第7条第7号に掲げる施設並びに同条第8号に掲げる施設及び自動車駐車場(同号口に掲げる道路に係るものを除く。)			〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕		
	〔略〕	〔略〕		
	〔略〕	〔略〕		
令第7条第9号に掲げる応急仮設建築物			〔略〕	〔略〕
〔略〕				〔略〕
令第7条第10号に掲げる器具			〔略〕	〔略〕
令第7条第11号に掲げる施設	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
	〔略〕			〔略〕
備考 〔略〕				

付 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条第1項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料から適用する。ただし、同日前に占用許可を受け、既に占用料を納付したものについては、なお従前の例による。

道路法施行令の一部改正（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）</p>	<p>〔同左〕</p>
<p>第7条 法第32条第1項第7号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。</p>	<p>第7条 〔同左〕</p>
<p>看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ</p>	<p>〔同左〕</p>
<p>— 太陽光発電設備及び風力発電設備</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>— <u>津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p>— 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設</p>	<p>— 〔同左〕</p>
<p>— 土石、竹木、瓦その他の工事用材料</p>	<p>— 〔同左〕</p>
<p>— 防火地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第5号の防火地域をいう。以下同じ。）内に存する建築物（以下「既存建築物」という。）を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合（既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたつて存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地（その近接地を含む。）又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。）において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物</p>	<p>— 〔同左〕</p>
<p>— 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）による防災街区整備事業に関する</p>	<p>— 〔同左〕</p>

都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設

— 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第33条第2項第1号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地（以下「特定連結路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（第13号に掲げる施設を除く。）でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

— トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設

— 次に掲げる道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場

イ 都市計画法第8条第1項第3号の高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。）及び高度利用地区並びに同項第4号の2の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路

ロ 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第36条の3第1項に規定する特定都市道路（イに掲げる道路を除く。）

— 建築基準法第85条第1項に規定する区域内に存する道路（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。）の区域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの

— 道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。以下同じ。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法第3条に規定する小

— 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第33条第2項第1号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地（以下「特定連結路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（第11号に掲げる施設を除く。）でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

〔同左〕

〔同左〕

イ 〔同左〕

ロ 〔同左〕

〔同左〕

— 道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。以下同じ。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法第3条に規定する小

型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの
(いずれも側車付きのものを除く。以下
「二輪自動車」という。)を駐車させる
ため必要な車輪止め装置その他の器具(第
9号に掲げる施設に設けるものを除く。)
— 高速自動車国道又は自動車専用道路に
設ける休憩所、給油所及び自動車修理所

型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの
(いずれも側車付きのものを除く。以下
「二輪自動車」という。)を駐車させる
ため必要な車輪止め装置その他の器具(第
6号に掲げる施設に設けるものを除く。)
— 〔同左〕

【施行期日】平成25年4月1日